

自治医科大学卒業医師に係るキャリア形成プログラムの策定について

自治医科大学卒業医師に関する都の取扱基準等	キャリア形成プログラムの取扱
<p>○自治医科大学卒業医師の受入れに関する取扱基準(昭和52年度施行)</p> <p>【受入れ目的】 自治医科大学卒業後、直ちに都に採用し、主に医師確保困難な地域の公立医療機関等に勤務することにより地域医療の確保に資する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任用や給与に関すること 2 臨床研修に関すること 3 へき地医療等派遣勤務に関すること 4 後期研修に関すること 5 その他、へき地医療連絡会や災害時の医療救護活動に関すること <p>○東京都職員としての人材育成制度等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己申告制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、職員自身が職務について目標を設定し成果を申告するとともに、人事異動に関する希望等を申告する制度 ・ 上司との定期的な面接により意見交換を行う。 2 へき地医療等派遣勤務に向けた研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任研修…福祉保健医療行政や救急医療等の現場を体験 ・ 地域医療研修…医師3年目に島しょの診療所に1か月間派遣 ・ 死体検案業務研修…医師3年目に5日間実施 <p style="text-align: center;">その他、希望者を対象にWEB研修を実施</p> 	<p>○キャリア形成プログラムの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱基準や都の人材育成制度等を基に、義務年限終了までのキャリア形成の過程を示し、ホームページで公表する。 ・ 取得可能な専門医については、都病院経営本部が提供している後期臨床研修システム「東京医師アカデミー」の研修プログラムを基本に、新専門医制度に則った希望するプログラムを選択できる。 ・ へき地医療等派遣勤務先は、小規模な公立診療所が多いため、配置状況によっては義務年限中に専門医を取得できない場合がある。 <p>○取扱基準の改正(予定)</p> <p>「自治医科大学卒業医師の受入れに関する取扱基準」にキャリア形成について追記する。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の専門医取得に当たって、都は、当該医師の取得しやすい環境を整備するよう努める。 ・ へき地への長期派遣中においても、都は専門医取得に向けた支援を実施する。(代診の対応等) ・ 都は、後期研修を行う施設について、医師が希望する専門領域等を考慮し、病院経営本部等と調整を行う。 ・ 本取扱基準は、自治医科大学卒業医師に交付する。